

新監査公表第2号

平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成26年5月28日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 佐 藤 豊 美 仁
 同 渡 辺 仁

平成23年度包括外部監査
 「情報システムに係る財務に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

| 報告書頁 | 監査対象 | 監査結果の概要 | 結果に対する措置 | |
|------|-------|---|---|--|
| | | | (平成24年度) | (平成25年度) |
| 54 | IT推進課 | 第5 包括外部監査の結果及び意見 1 情報システムの調達 (3) 全庁共通事項 ① 調達時に作成すべき資料について (意見) 基本計画書やSLA については、「必要に応じて」ではなく具体的な作成基準を設けること、さらに基本計画書については、そこで記載すべき項目を明確化することが望まれる。また、参考となるテンプレート (書式) や具体的な記入例を示すことが望まれる。 | 平成25年度末までに、指摘の内容を反映した新たな「システム調達基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。 【検討中】 | 平成25年度に策定作業を開始しましたが、現状の業務プロセスを補完するような基準書ではなく、業務プロセス自体を抜本的に改革した基準書が必要との結論に達し、平成25年度は現状の業務プロセスの詳細な調査・分析を実施したうえで、業務プロセス改革を検討・施行し、平成26年度中に「システム調達基準書」を策定いたします。 【方針決定】 |
| 56 | IT推進課 | ③ 予定工数と実績工数の比較について (意見) 作業単位 (=見積書に記 | 平成25年度末までに、指 | 平成25年度に策定作業 |

| | | | | |
|----|-------------------|---|---|---|
| 58 | <p>資産 評価課</p> | <p>載された作業単位) 毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> <p>(5) 財務部資産税課 ③ 予定工数と実績工数との比較について (意見)</p> <p>業務の進捗状況及び実績時間等に関する報告書を成果物として契約書等に定め、委託先に対しシステムの運用・保守に関する日々の作業実績を確認できる資料の作成を指示し、作業内容及び問題発生の有無等を随時確認できる体制を整えることが望まれる。</p> <p>また、作業単位 (=見積書に記載された作業単位) 毎の実績工数と予定工数の比較に関する報告書を成果物として契約書等に定め、業務終了後に予定工数と実績工数の差異の有無やその理由について確認し、見積りに見合ったサービスの提供を受けることができたかどうかを評価した上で、次年度の見積額の参考とすることが望まれる。</p> <p>2 情報セキュリティ (2) 情報セキュリティ全般 ① 情報セキュリティ委員</p> | <p>摘の内容を反映した「システム運用基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p>【検討中】</p> <p>平成 25 年度末までに、委託先に提出させる報告書等の成果物の見直しを行い、作業内容や問題発生の有無が随時確認できる体制作りを努めてまいります。</p> <p>また、予定工数と実績工数の比較については、今後策定する「システム運用基準書」に沿って、適正な基準の運用に努めてまいります。</p> <p>【検討中】</p> | <p>を開始しましたが、現状の業務プロセスを補完するような基準書ではなく、業務プロセス自体を抜本的に改革した基準書が必要との結論に達し、平成 25 年度は現状の業務プロセスの詳細な調査・分析を実施したうえで、業務プロセス改革を検討・施行し、平成 26 年度中に「システム運用基準書」を策定いたします。</p> <p>【方針決定】</p> <p>報告書等の成果物の見直しについて、委託業者と検討を行い、平成 25 年度契約分から、作業内容や問題発生の有無が確認できる報告書を提出させることとしました。</p> <p>また、予定工数と実績工数の比較については、今後策定する「システム運用基準書」に沿い、適正な基準の運用を行います。</p> <p>【方針決定】</p> |
|----|-------------------|---|---|---|

| | | | | |
|----|------------|--|--|--|
| 67 | I T 推進課 | <p>会について（意見）</p> <p>情報セキュリティ委員会は重要事項の審議を行うと定められており、情報セキュリティ管理体制上重要な機関であることを鑑みると、定期的を開催することが必要である。</p> <p>情報セキュリティ委員会が定期的で開催されること及び対策基準に定める報告事項及び承認事項が漏れなく議題として取り上げられることを確実にするために、下記の検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ委員会開催事務の実施手順書を作成する。 ・同手順書で、情報セキュリティ委員会の開催頻度、及び決議事項等を明文化する。 | <p>平成 25 年度末までに、ICT 適正利用に関連する「電子計算機処理管理運営委員会」「情報通信技術活用推進会議」「情報セキュリティ委員会」の一元化による新たな委員会の設立を図るとともに、会議運営の規程類を整備して、適正な開催に努めてまいります。</p> <p>【検討中】</p> | <p>平成 25 年度に規程類の整備作業を開始しましたが、各種基準書の策定を平成 26 年度中に行うこととしたため、規定類の整備もそれに合わせる必要があり、平成 26 年度中に一元化された新たな委員会の設立及び会議運営の規程類を整備いたします。</p> <p>【方針決定】</p> |
| 69 | I T 推進課 | <p>② 情報セキュリティ教育について（意見）</p> <p>全庁的な情報セキュリティに関する意識を向上させる上で、教育・研修による職員全体のレベルの底上げは必要不可欠である。全庁漏れなく情報セキュリティ教育を実施させるため、情報セキュリティに関する統括部署である IT 推進課は、各課の情報セキュリティ教育の実施状況の確認及び未実施の課への督促等の活動を行うことが望まれる。</p> <p>また、この運用を徹底するために各課における教育の実施状況の確認及び未実施の課への督促等に関する手続の整備が望まれる。</p> | <p>平成 24 年度末までに、実施手順書の見直しを実施し、未実施の所属に対して、IT 推進課において掲示板や電子メールを用いて実施の督促を行い、全庁漏れなく情報セキュリティ教育を実施するよう指導に努めてまいります。</p> <p>【検討中】</p> | <p>平成 25 年度に各所属における情報セキュリティ教育の実施状況の確認及び未実施の所属への督促等の実施手順の見直しを行いました。今後は、この見直しをもとに、各所属の情報セキュリティ教育の適正な管理を実施してまいります。</p> <p>【措置済み】</p> |

| | | | | |
|----|-----------------------|---|---|---|
| | <p>I T 推進課</p> | <p>③ 情報資産台帳について (意見)</p> <p>情報資産の重要性に応じた情報セキュリティ対策を効率的に実施するためには、最新の情報資産を正確に把握することが不可欠である。漏れのない情報資産の洗い出し、情報資産台帳の更新作業を徹底させるため、情報セキュリティに関する統括部署であるIT 推進課は、各課における情報資産の洗い出しや情報資産台帳の更新に関する実施状況を検証し、未実施の課への督促を行う等、その進捗を管理することが望まれる。</p> <p>また、これらの運用を徹底するために、情報資産台帳の管理手続の整備が望まれる。</p> | <p>平成 24 年度末までに、問題点の洗い出しと管理手続きの見直しや再整備を行い、I T 推進課において、実施状況の把握と未実施の課への督促を行う等の適正な管理に努めてまいります。</p> <p>また、情報資産台帳管理システムの導入の検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> | <p>平成 25 年度に各所属の情報資産の洗い出しや情報資産台帳の管理方法の見直しを行いました。今後は、この見直しをもとに、各所属の情報資産台帳更新の適正な管理を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |
| 70 | <p>I T 推進課</p> | <p>④ 情報セキュリティ外部監査の是正措置について (意見)</p> <p>情報セキュリティに関する統括部署であるIT 推進課は、毎年同様の不備が指摘されている項目については、全庁的な問題と捉え、他の課に対しても必要な対策を実施するよう指導することが望まれる。</p> | <p>平成 24 年度からは、毎年同様の不備が指摘されている項目について、教育・訓練に盛り込み、再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> | <p>平成 24 年度から情報セキュリティ管理者向け研修などの職員研修に、情報資産の管理や情報システムのアクセス管理などの指摘事項を盛り込み、指導を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |
| 71 | <p>I T 推進課</p> | <p>⑤ サーバの管理について (意見)</p> <p>サーバの保管方法等の管理に関する規程を全庁的に整備し、当該規程に基づき適切にサーバの管理が行える体制を構築することが望まれる。</p> | <p>平成 24 年度末までに、各所属が個別に管理するサーバ類の設置場所について、調査を実施するとともに、規程類を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> | <p>平成 25 年度にサーバ類の設置場所の確認を行い、サーバ管理規定を策定いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |

| | | | | |
|----|------------|--|--|--|
| 73 | I T 推進課 | <p>(3) 電子計算機システム</p> <p>① 管理者権限の管理について (意見)</p> <p>不正なアクセスを防止するため、業務上必要な担当者に対して管理者権限を付与し、不要となったアカウントについては直ちに抹消する手続の整備と厳格な運用が望まれる。</p> <p>② 使用者登録状況の点検について (意見)</p> <p>不正なアクセスを防止するため、業務上必要な使用者に対して権限を付与し、不要となった使用者について点検・管理する手続の整備と厳格な運用が望まれる。</p> | <p>管理者権限の設定を確認し、適正な設定を行いました。今後は、平成 24 年度末までに、管理手順書を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> <p>平成 24 年度末までに、使用者権限の設定を確認し、適正な設定を行うとともに、管理手順書を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> | <p>【検討中】</p> <p>平成 25 年度に管理者権限管理手順書を整備し、運用を開始しました。</p> <p>【措置済み】</p> <p>平成 24 年度に整備した使用者権限管理手順書に基づき、使用者権限の確認、不要となった権限の抹消を実施しております。</p> <p>【措置済み】</p> |
| 74 | I T 推進課 | <p>3 ITガバナンス</p> <p>(1) 新潟市電子計算機処理管理運営規程</p> <p>① 運営規程の見直しについて (意見)</p> <p>運営規程については、市のシステム管理体制が、大型汎用機を中心とした集中型の管理体制からオープン系のサーバ等による分散型の管理体制に変化したことを踏まえ全面的な見直しが見られる。</p> <p>また、運営規程で定められた運営委員会と設置要綱により設置される推進会議の位置づけや開催目的等についてもあわせて見直しを行い、運営規程と設置要綱の統廃合も検討することが</p> | <p>平成 25 年度末までに、ICT 適正利用に関連する「電子計算機処理管理運営委員会」「情報通信技術活用推進会議」「情報セキュリティ委員会」の一元化による新たな委員会の設立を図るとともに、会議運営並びにシステム運用の規程類を整備して、適正な管理に努めてまいります。</p> | <p>【検討中】</p> <p>平成 25 年度に規程類の整備作業を開始しましたが、各種基準書の策定を平成 26 年度中に行うこととしたため、規定類の整備もそれに合わせる必要があり、平成 26 年度中に一元化された新たな委員会の設立、会議運営並びにシステム運用の規程類を整備し、適正な管理を行います。</p> <p>【方針決定】</p> |

| | | | | |
|----|--------------------|---|--|---|
| 75 | <p>I T 推進課</p> | <p>望まれる。</p> <p>(2) 新潟市情報通信技術活用推進計画</p> <p>① 施策の事後評価について（意見）</p> <p>設置要綱において、推進計画で計画した施策の事後評価に関する具体的な方法について定め、推進会議において事後評価に関する審議を行うことが望まれる。今後予定している次期推進計画の策定においては、この定めに基づいて推進計画ver2で計画した施策の事後評価を実施し、次期推進計画の中等で評価結果を報告することが望まれる。</p> <p>② 次期推進計画について（意見）</p> <p>行政の効率化や市民サービスの向上を図るためには情報通信技術（以下、「ICT」という）の活用が不可欠である。このような中で、ICT投資費用を抑制し、最大限の効果をj得るためには、市の全体構想や工程表を示したうえで、市が戦略として取り組むことを前提とした推進計画が必要である。</p> <p>次期推進計画に向けて予定している作業について、体制面等の遅延の原因を取り除き、次期推進計画を当初予定どおり、平成24年度中に策定することが望まれる。</p> | <p>平成 25 年度末までに、ICT 適正利用に関連する「電子計算機処理管理運営委員会」「情報通信技術活用推進会議」「情報セキュリティ委員会」の一元化による新たな委員会の設立を図るとともに、会議運営並びに事後評価に関する規程類を整備して、当該委員会において適正な事後評価に努めてまいります。</p> <p>【検討中】</p> <p>平成 24 年度末までに、庁内の ICT 利活用に関する業務改革により、ICT 関連経費削減や品質向上を図ることを目的とする、次期推進計画「ICT 適正利用基本計画」を策定いたします。</p> <p>【検討中】</p> | <p>平成 25 年度に規程類の整備作業を開始しましたが、各種基準書の策定を平成 26 年度中に行うこととしたため、規定類の整備もそれに合わせる必要があることにより、平成 26 年度中に一元化された新たな委員会の設立、会議運営並びに事後評価に関する規程類を整備し、当該委員会において適正な事後評価を行います。</p> <p>【方針決定】</p> <p>平成 25 年度に次期推進計画である「ICT ガバナンス改善計画書」の策定作業を開始しましたが、現状の業務プロセスを補完するような計画書ではなく、業務プロセス自体を抜本的に改革した計画書が必要との結論に達し、平成 25 年度は現状の業務プロセスの詳細な調査・分析を実施したうえで、業務プロセス改革を検討・施行し、平成 26 年度中に「ICT ガバナンス改善計画書」を策定いたします。</p> <p>【方針決定】</p> |
|----|--------------------|---|--|---|

| | | | | |
|----|------------|--|---|---|
| 76 | I T 推進課 | <p>(3) 政府調達に関する協定に対応する情報システム調達ガイド</p> <p>① 調達ガイドのルール化について（意見）</p> <p>各主管課が概要調査票を作成し、IT 推進課が概要調査票に基づいて、要求金額の妥当性を検討することは、効率的なシステムの開発、有効性の高いシステムの導入に寄与するものと考えられる。</p> <p>小額なシステムの開発・導入案件はともかく、少なくとも一定金額以上の情報システムの調達については、概要調査票を利用してIT 推進課が情報システムの調達の妥当性について検討することを、ガイドではなくIT ガバナンスを強化するためにもルールとして定めることが望まれる。</p> <p>また、その際は、文書名を変更し、政府調達以外の情報システムの調達方法についても記載していることを各主管課に周知することも望まれる。</p> | <p>平成 25 年度末までに、指摘内容を反映した新たな「システム調達基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p>【検討中】</p> | <p>平成 25 年度に策定作業を開始しましたが、現状の業務プロセスを補完するような基準書ではなく、業務プロセス自体を抜本的に改革した基準書が必要との結論に達し、平成 25 年度は現状の業務プロセスの詳細な調査・分析を実施したうえで、業務プロセス改革を検討・施行し、平成 26 年度中に「システム調達基準書」を策定いたします。</p> <p>【方針決定】</p> |
| 77 | I T 推進課 | <p>② 契約終了時の検査に関する手順について（意見）</p> <p>契約終了時の検査は、契約の履行状況の確認という本来の目的だけではなく、今回の契約の見積りの妥当性を検討し、次回の契約の参考とする観点からも重要なプロセスである。</p> <p>調達ガイドに、契約終了時の検査に関する手順についても記載することが望まれる。</p> | <p>平成 25 年度末までに、指摘内容を反映した新たな「システム調達基準書」を策定するとともに、基準の順守を義務付ける規程類の整備を図ってまいります。</p> <p>【検討中】</p> | <p>平成 25 年度に策定作業を開始しましたが、現状の業務プロセスを補完するような基準書ではなく、業務プロセス自体を抜本的に改革した基準書が必要との結論に達し、平成 25 年度は現状の業務プロセスの詳細な調査・分析を実施したうえで、業務プロセス改革を検討・施行し、平</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | 成 26 年度中に「システム 調達基準書」を策定いたし ます。 <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> |
|--|--|--|--|---|

※措置欄に記載の【措置済み】及び【方針決定】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。

新潟市教育委員会が講じた措置

| 報告書頁 | 監査対象 | 監査結果の概要 | 結果に対する措置 | |
|------|------|---|--|--|
| | | | (平成 24 年度) | (平成 25 年度) |
| 56 | 学務課 | <p>第 5 包括外部監査の結果及び意見</p> <p>1 情報システムの調達 (4) 教育委員会学務課 ① SLAに関する協議について (結果)</p> <p>SLA を定める目的は、支払いの対価としてどのようなサービスがどれだけ提供されるのかを事前に明確にし、機能とコストのバランスを考慮して最適なサービスを選択すること等にある。</p> <p>上記SLA のメリットを享受するためには、具体的なサービスメニュー、サービス要件、SLA 評価項目、SLA 設定値、報告要件、ペナルティなどについて市と委託業者間で合意した上で、委託業者に実績の状況を測定させ、その結果について定期的に報告を受ける必要がある。</p> | <p>就学援助システムの保守・運用サービスレベルについて、規定項目と検査・測定方法の協議を委託業者と行いました。今後、報告要件や報告方法について協議を行い、平成 24 年度から達成状況の報告を受けることとし、報告内容について委託業者と協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> | <p>就学援助システムの保守・運用サービスレベルについて、報告内容の協議を委託業者と行い、平成 24 年度より達成状況の報告を受けました。</p> <p>平成 25 年度以降も年度毎の達成状況報告を委託業者から受けてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> |

※措置欄に記載の【措置済み】及び【方針決定】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していること、

を示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。